

妊娠・出産での利用申請にかかる確認書

記入日 年 月 日

(宛先) 小金井市長

保育施設(事業)の利用申請を行うにあたり、以下の事項に同意の上、申請します。

※該当する欄をご確認の上、ご署名ください。

【出生前に申請を行う場合(仮申請)】	
①	仮申請は、 4月入所(一次募集)のみ 申請が可能です。 また、仮申請ができるのは、出産予定日が令和8年 2月20日 までの方に限ります。 ただし、令和8年 2月3日 までに生まれた場合のみ、4月入所が可能です。
②	申請児童の氏名、生年月日、性別については、空欄のままご提出ください。 また、申請書類一式と併せて、本確認書及び母子手帳(表紙と分娩予定日の記載ページ)の写しをご提出ください。
③	令和8年2月3日までに生まれた場合には、令和8年2月4日(水曜)午後5時までに出生後の手続き(本申請)を行ってください。 ※本申請はできるだけお早めをお願いいたします。
④	仮申請を行い内定となっても、出生が遅くなり令和8年 2月4日 以降に出生した場合は、令和8年4月入所ができないため、内定取消しとなります。 ただし、令和8年4月10日(金曜)までに本申請を行っていただければ、5月入所申請として取扱います。

上記に同意の上、申請します。

申請者(保護者)名

【保育を必要とする理由を「妊娠・出産」として申請を行う場合】
保育を必要とする理由を「妊娠・出産」として保育施設(事業)の利用を開始した場合には、出産月の前後2か月間が利用可能期間です。 利用中に就労等、その他の保育の必要性の認定基準が発生した場合でも、必ず出産月の2か月後に利用が終了となります。 その後、保育施設(事業)の利用を希望する場合は、再度ご申請いただく必要があります。

上記に同意の上、申請します。

申請者(保護者)名